

「第6回緑のカーテン」 「コンテスト」募集中!

応募期間 7月2日～8月31日

アサガオやゴーヤ等のツル性植物を窓側に茂らせることによって、夏場の強い日差しを遮る緑のカーテン。ご家庭や事業所等を対象としており、生育状況や実施効果、工夫した点等を総合的に審査させていただきます。

実施要領・応募方法は、広報よしの6月号折込チラシをご覧ください。

『緑のカーテン』をみんなで広め、節電への意識を高めて「エコ」でいきましょう。

吉野町役場 暮らし環境整備課
環境対策室 TEL(32)9024

お知らせ

7月31日 固定資産税 第2期 納期限

7月31日(火)までに、最寄の金融機関【南都銀行・りそな銀行・奈良県農業協同組合・ゆうちょ銀行(郵便局)】及びコンビニエンスストアでお納めください。
なお、口座振替の場合は、納期限の前日までに納税額に見合う金額の準備をお願いいたします。

協働のまちづくり 推進交付金事業 決定

地域に根差した住民活動団体などが

取り組む自主的な活動で、行政との協働を進めることによって、より大きな効果が期待される活動を行う団体を支援するものです。審査の結果、次の団体(事業)が採択を受けました。(順不同)

- ① 手作りカヌーでめざせワールドマスターズの会(吉野材を使ったカヌー製作及びカヌー体験事業(龍門))
- ② 吉野 古典芸能を楽しむ会(伝統芸能を通じて吉野に誇りを持たせる活動)(吉野山)
- ③ 支流を浄化する研究会 from やま と吉野(吉野川支流丹治川 バイオインオキシテムによる水質改善の実証実験(丹治))
- ④ コスモス国栖(卓球が繋ぐ地域交流と国栖ものづくりPR)(国栖)
- ⑤ 里山太郎と花咲か爺さんの会(環境林としての「里山」づくり)(柳)
- ⑥ 花かいどう吉野「ニコニコ広場」の会(花かいどう吉野「ニコニコ広場」の会(飯貝))
- ⑦ 悠久の会(中庄地区における遊休耕作地の有効活用)(中庄)
- ⑧ 健康農園(野菜ニンニクの運営事業)(中庄)
- ⑨ 吉野 家守倶楽部(空きビルから地域「ミニミニ」に役立つビルへ)(上市)
- ⑩ ふる里と夢をつなぐ宮滝の道活性化事業の会(ふる里と夢をつなぐ宮滝

の道活性化事業)(宮滝)

⑪ 丹治城山ファーム(丹治城山ファームによる城山の保全と椎茸栽培(丹治))

⑫ 大阪国際大学田中ゼミ(殿川夏祭り運営支援(活性化事業(小名))

⑬ 近畿大学建築学部建築研究会
TSURUHA

(YOSHINOXTSURUHA
ツリーハウスが描く若者と地域の交流の輪)(御園)

吉野町役場 総合政策課
IP直通: TEL(39)9070

夜間の花火は 禁止されています

平成18年6月21日より「吉野町夜間花火の迷惑防止条例」が施行され、夜間の花火は禁止されています。花火をするときはルールとマナーを守って楽しみましょう。

◆ 禁止になる場所

吉野町内の公共の場所
河川・道路・公園・広場など

◆ 禁止になる時間

午後10時から日の出まで

◆ 対象となる花火

爆竹・打ち上げ花火・ロケット花火など、爆発や燃焼の程度が著しいもの
※線香花火など、安眠妨害等の迷惑をかけないような花火まで禁止するものではありません。

吉野町役場 暮らし環境整備課
環境対策室 TEL(32)9024

リバーフィールド 河川美化事業のお知らせ

桜橋から上市橋間の河川敷リバーフィールドで、利用者からの河川環境美化協力金により(町民を除く)、ごみの削減にご協力を頂いており、本年度も左記の期間内で実施することとなりました。

◆ 日程

7月14日～31日(土・日・祝日)

8月(毎日)

9月1日～24日(土・日・祝日)

◆ 時間 8時30分～17時まで

◆ 管理主体 上市町内会連合会

吉野川マナーアップ キャンペーン期間です

7月21日～8月31日まで

吉野川の清流を守るため、「吉野川マナーアップキャンペーン」を展開します。生活用水や農業用水の水源である吉野川の水は、私たちにとって、かけがえのないものです。

この清流を守り、美しい吉野の自然を守るには、一人ひとりの心がけと行動です。

空き缶、ビニール袋、バーベキューの残りくず等、ゴミで川が泣いています。キャンプ、釣り、ハイキング…。楽しい出とともにもゴミは必ず持ち帰りましょう。

奈良県 環境政策課
TEL0742(27)8737

散歩中にでた飼犬の糞は持ち帰りましょう

散歩中に飼犬が糞をした場合は、他の住民の方にも迷惑となりますので必ず持ち帰り適正に処理するようにしましょう。

〇 吉野町役場 暮らし環境整備課
環境対策室
TEL(32)9024

平成30年度 吉野町定住促進住宅 新築助成制度のお知らせ

町内の若年層の定住人口の増加を図るとともに、基幹産業である林業・木材関連産業及び住宅建築関連産業の振興を図るため、町内に住宅を新築される若年層の方を対象に実施いたします。

- ◆ 助成対象者
 - 世帯主が配偶者が18歳以上50歳未満で、18歳以下の子どもがいる吉野町への転入定住者世帯
 - 吉野町内に住所を有する、世帯主が配偶者が18歳以上50歳未満で、世帯員が2人以上の世帯の世帯員（助成対象者は別に定める要件も全て満たす必要があります）
- ◆ 助成額 最高200万円
- ◆ 助成の対象となる新築住宅の要件
 - 申請者が、吉野町内で行う自ら居住するための住宅の新築であること
 - 木造軸組み在来工法の2階建て以下の延べ床面積100㎡以上の専用住宅（併用住宅にあつては、住居部分の延床面積が100㎡以上のもの）

〇 建築基準法の関係法令の基準を満たしていること

〇 施行業者は、吉野町内に本店を有する法人または、吉野町内に住所を有する個人の施行業者であること

〇 木造軸組み在来工法で、新築住宅構造部分に使用する木材の80%以上が吉野町内で購入した、吉野町内で製材された木材または吉野町内で生産された集成材、丸太であること（その他要件あり）

※ 建替は対象外となります。

◆ 募集戸数 1戸

◆ 用紙配布
吉野町役場 暮らし環境整備課
まちづくり振興室にて

◆ 受付期間 7月31日（火）まで
（土・日祝祭日を除く、役場開庁時間内）

※ 制度利用には、他にも要件等がありますので、担当課までお問い合わせください。

〇 吉野町役場 暮らし環境整備課
まちづくり振興室 TEL(32)8844

耐震診断・耐震改修を行ってみませんか

地震から家族と財産を守るために吉野町では、「既存木造住宅耐震診断支援事業」、「既存木造住宅耐震改修工事補助金交付事業」を行っています。

耐震診断

- ◆ 対象住宅
 - 町内の木造住宅のうち、昭和56年5月31日以前に着工されたもの

〇 延床面積が250㎡以下でかつ、階数が2以下のもの（地階除く）

◆ 費用 町が診断費用（5万円）を負担（個人負担金は必要ありません）

◆ 募集戸数 2戸（先着順）

◆ 申込受付 11月30日（金）まで

※ 耐震診断を受ける前に、申し込み手続きが必要です。他にも各種要件がありますので、詳しくは担当課までお問い合わせください。

耐震改修

◆ 対象住宅 町内の木造住宅のうち、昭和56年5月31日以前に着工されたもの

◆ 対象工事

○ 改修工事前の構造評点1.0未満のものを改修工事後の構造評点1.0以上の数値となる改修工事

○ 改修工事前の構造評点0.7未満のものを改修工事後の構造評点0.7以上の数値となる改修工事

○ 改修工事完成及び関係書類提出を平成31年2月28日までに完了できるもの
◆ 対象者 耐震改修工事を行う補助対象住宅の所有者

◆ 費用 50万円以上の耐震改修工事に要した費用の23%。ただし、その額が20万円未満の場合は20万円とし、50万円を超える場合は50万円を限度とします。

◆ 募集戸数 2戸（先着順）

◆ 申込受付 10月31日（水）まで

※ 工事契約の締結前に申し込み手続きが必要です。申し込み時には、耐震診断の結果の写しが必要となります。他に

も各種要件がありますので、詳しくは担当課までお問い合わせください。

〇 吉野町役場 暮らし環境整備課
I-P直通：TEL(32)8844

狩猟免許取得講習会 補助金の交付

昨今、イノシシやシカの農作物等の被害が増加しており、吉野町鳥獣被害防止対策協議会は、有害鳥獣の駆除及び捕獲を目的とした狩猟免許取得者を確保し被害の軽減を計っています。

次のとおり狩猟免許の取得を希望される方に対して補助金を交付することができ、ご希望の方はお問い合わせください。

◆ 補助金額 12,000円（講習料）

◆ 対象者数 10名

（申込者多数の場合は抽選）
〇 吉野町鳥獣被害防止対策協議会事務局（吉野町役場 産業観光振興課 有害鳥獣対策室）
N T T：TEL(32)3081 内線162
I-P直通：TEL(39)9065

有害鳥獣駆除対策

◆ 有害鳥獣捕獲頭数（平成30年5月）
イノシシ3頭 ニホンシカ11頭

平成30年度累計19頭
吉野町役場 産業観光振興課 有害鳥獣対策室